

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更		平成30年7月24日			
(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通2-2-4		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社神戸製鋼所 代表取締役社長 山口 貢 電話 078-261-4123					
主たる業種	その他の金属線製品製造業		細分類番号	2	4	7 9	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	技術的かつ経済的に可能な範囲でエネルギー原単位を前年度比1%改善する。						
計画を推進するための体制	工場長をトップに製造室長を省エネ推進委員長とし、各部署推進者で構成する省エネ・コストダウン会議を中心とし、温室効果ガス削減を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(26~28)年度	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	21,946.8トン	22,551.5トン	22,324.7トン	22,097.8トン	1.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	22,328.1トン	22,551.5トン	22,324.7トン	22,097.8トン	0.0 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	省エネ機器の導入、設備運用の適正化やエア漏れ等の削減を推進することにより、毎年、電気とガスエネルギー使用量を1%改善する。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(28)年度	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量(生産量×1/10トン)	3.67	3.61	3.58	3.54	-2.54 パーセント
		事業活動に伴う排出の量()					パーセント
重点的に実施する取組の実施計画	原単位の指標及び目標の根拠	基準年度は生産量5,983(1/10トン)、29~31年度は26~28年度の平均生産量6,243(1/10トン)を使用する。					
		基準年度(28)年度	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	備考	
	71.0 パーセント	71.0 パーセント	71.0 パーセント	80.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	省エネ機器の導入、設備運用の適正化やエア漏れ等の削減を推進する。					
	(30)年度	省エネ機器の導入、設備運用の適正化やエア漏れ等の削減を推進する。					
	(31)年度	省エネ機器の導入、設備運用の適正化やエア漏れ等の削減を推進する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	実施していない。					
	上記の措置を採用する理由	利便性の良い公共交通機関の運行が付近に無く、通勤に不都合が生じるため、未実施である。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。